

7. 手動起動弁による加圧送水装置の起動確認

- 加圧送水装置の起動確認を遠隔で行う場合において、手動起動弁を操作するのは任意の1区画でよいと明確化されました。特定の放射区域に偏ることがないように、点検ごとに異なる放射区域を選択して点検を実施してください。

8. 点検結果報告書への記載方法

- 分布等について、泡放射によらない点検を実施した場合は、点検票の備考欄に「消火薬剤の機能を維持するための措置」を講じていることを記載して下さい。
- 「消火薬剤の機能を維持するための措置」を講じていることが確認できる資料は維持台帳に編纂し、消防機関による査察時等に提示できるように管理して下さい。

9. 一斉開放弁の点検実施記録票の作成

- どの一斉開放弁の点検を実施したか記録した方が便利です。
- 記録票には「区画番号」「区域名称」「型式番号」「整理番号」「計画年月」「実施日」「点検結果」「交換の有無」等の項目を記載して下さい。

10. 廃棄処理などのその他の項目

- 泡消火薬剤や泡水溶液を廃棄する場合は産業廃棄物として適切に処理してください。点検や訓練で使用した場合も、産業廃棄物として回収・処理するようにしてください。
- PFOSを含む泡消火薬剤を廃棄する場合は、「PFOS含有廃棄物の処理に関する技術的留意事項」に従って適切に処理してください。(PFOAについては、技術的留意事項が示されるまでの間、PFOSと同様の処理をお願いします。)
- PFOSやPFOAに限らず有機フッ素化合物は将来、環境等への影響が懸念される可能性があります。したがって、技術的留意事項が示されているか否かには関わらず、有機フッ素化合物を原料として使用している泡消火薬剤は焼却処理を推奨*します。
※活性汚泥処理など他の方法では有機フッ素化合物を有効に分解できない可能性があります。

一般社団法人 日本消火装置工業会

電話：03-5404-2181（代表）

FAX：03-5404-7371

E-mail：shou-sou@shosoko.or.jp

URL：<http://www.shosoko.or.jp/>

お問い合わせ先：



awa_tenken_kaisei_v1.pdf

防火対象物に設置される 泡消火設備の点検基準・点検要領 の改正について

消防庁告示第6号（令和3年5月24日）

消防予第270号（令和3年5月27日）

日消装発第R03-55号

関係各位

令和3年12月

一般社団法人 日本消火装置工業会

泡消火設備の点検基準・点検要領の改正について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より消火設備機器の維持管理に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年5月24日に「消防庁告示第6号」が公布・即日施行されました。

また、併せて消防予第270号（令和3年5月27日）が発出され、泡消火設備の点検要領が改正されました。

本改正は、点検業務における負担軽減および外部環境への放出頻度低減を図る目的で、泡消火設備の一斉開放弁及び分布等の点検基準の合理化や、ペルフルオロオクタンスルホン酸とその塩（以下「PFOS」）を含まない泡消火設備についても「消火薬剤の機能を維持するための措置」としてサンプリング検査を認めるものです。

（一社）日本消火装置工業会では、泡消火設備を所有される方、工事や点検で取り扱われる方など多くの関係者に内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏めました。

関係各位におかれましては、当該泡消火設備の適切な維持管理についてご協力をお願い申し上げます。

以上